

災害対策関係



宮崎県福祉保健部長寿介護課

内容

- ① 近年の主な災害
- ② 災害に関する計画
- ③ 被災状況の報告



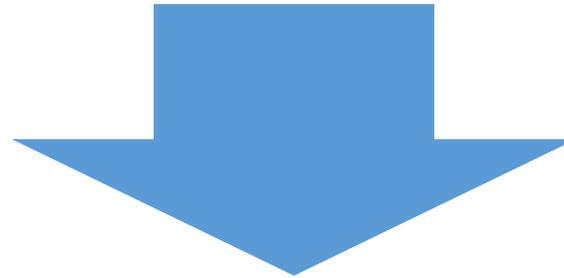
① 近年の主な災害

近年の主な災害

- **平成23年東日本大震災 地震に伴う津波被害**
岩手県山田町の介護老人保健施設「シーサイドかる」
利用者74名職員14名が死亡又は行方不明
- **平成28年台風10号 河川の氾濫に伴う浸水被害**
岩手県岩泉町のグループホーム「楽ん楽ん(らんらん)」
利用者9名が死亡
- **令和2年7月豪雨 河川の氾濫に伴う浸水被害**
熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」
利用者14名が死亡
- **令和6年能登半島地震 地震に伴う被害等**
29施設に停電、148施設に断水あり、65施設に建物被害

県内の主な災害

- 令和4年台風14号に伴う被害
- 日向灘を震源とする地震に伴う被害（令和6年8月8日）
- 令和6年台風10号に伴う被害（令和6年8月28日、29日）



複数の施設で**床上浸水**や**家屋損壊**の被害が発生

犠牲者を出さないためには、**災害に対応した計画の作成**と**避難訓練の実施**が重要

② 災害に関する計画

災害に関する計画

非常災害対策計画とは

非常災害対策計画とは、地震や風水害など非常災害に迅速に対応できるように定める具体的計画のこと

補 足

「人員、設備、運営に関する基準」では、**非常災害に関する具体的な計画(※)**を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされている。

なお、宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針により、**有料老人ホーム**も、当該計画を作成し、避難訓練を実施する必要がある。

※ 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画

災害に関する計画

避難確保計画とは

避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために定めた計画

→ 非常災害対策計画に、避難確保計画に定める事項を加えることで、一体的に作成することが可能

- ① 避難確保計画の作成
- ② 市町村長への報告
- ③ 避難訓練の実施

・ 浸水想定区域内
・ 土砂災害警戒区域内
の要配慮者利用施設（※）
に義務付け

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設

災害に関する計画

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

	非常災害対策計画	避難確保計画
対象施設	介護保険施設等	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設
義務	<ul style="list-style-type: none">・非常災害対策計画の作成・避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">・避難確保計画の作成・市町村への提出・避難訓練の実施
計画で定めるべき事項	<ul style="list-style-type: none">・施設の立地条件・災害に関する情報の入手方法・災害時の連絡先及び通信手段の確認・避難を開始する時期、判断基準・避難場所・避難経路・避難方法・災害時の人員体制、指揮系統・関係機関との連携体制 <p>※非常災害対策計画とは、消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう</p>	<ul style="list-style-type: none">・計画の目的・計画の適用範囲・防災体制・情報収集及び伝達・避難の誘導・避難確保を図るための施設の整備・防災教育及び訓練の実施・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。) <p>※避難確保計画は、非常災害対策計画(又は消防計画)に下線項目を追記する形で作成することが可能</p>

災害に関する計画

近年「**想定外**」の大規模な災害が発生し、
過去の経験が**通用しない**ことも多い



市町村から発令される避難情報に従い、
人員が確保できる時間帯に
早めの避難をお願いします！

③ 被災状況の報告

被災状況の報告

台風や大雨などで被災した場合

被災状況（人的被害、建物被害、電気・水道の状況、避難の状況、開所の状況等）を県に報告

報告までの流れ

国

県に対して、被災状況の報告を依頼

県

各事業所に対して、被災状況の報告を依頼（市町村所管施設に対しては、市町村を經由）

事業所

被災状況入力・提出
※第一報は迅速性を最優先し、把握している状況を入力すること。

被災状況の確認

被災状況の報告

被災状況の報告方法

「介護サービス情報報告システム(災害時情報共有システム)」を使用し、インターネットで被災状況を報告

→ 令和6年12月時点で、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(ともに特定施設を含む)については、当該システム非対応(今後対応予定)のため、宮崎県電子申請システム又は被災状況整理表(エクセルファイル)での報告をお願いします。

報告対象サービス (介護予防サービスを含む)

- | | | |
|------------------|--------------------|-----------------|
| ① 老人短期入所施設 | ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | ⑬ 養護老人ホーム |
| ② 特別養護老人ホーム | ⑧ 介護療養型医療施設 | ⑭ 軽費老人ホーム |
| ③ 認知症高齢者グループホーム | ⑨ 短期入所療養介護 | ⑮ 生活支援ハウス |
| ④ 介護老人保健施設 | ⑩ 通所リハビリテーション | ⑯ 有料老人ホーム |
| ⑤ 介護医療院 | ⑪ 通所介護 | ⑰ サービス付き高齢者向け住宅 |
| ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所 | ⑫ 認知症対応型通所介護 | |

被災状況の報告

【ステップ1】システムにログインする

- ① ブラウザのアドレス欄に次のURLを入力します。
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>
- ② 「ID」「パスワード」を入力し、「サービス名」を選択します。

ID (半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード (半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい ▼



「ID」「パスワード」については、「介護サービス情報公表システム」で既に使用しているものと同様です。
ただし、**養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス**については、令和4年1月25日付け「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムの被災確認対象事業所番号(ID)及び初期パスワードについて(通知)」により別途通知したものとなります。
「ID」「パスワード」が不明な場合は、長寿介護課施設介護担当へお問い合わせください。

- ③ 「ログイン」ボタンをクリックします。

ログイン

被災状況の報告

【ステップ1】システムにログインする(初期設定)

- ① ログイン後、トップ画面に表示される以下の項目を登録してください。
→ 2回目以降のログイン時は、登録不要ですが、未入力の場合は、登録をお願いします。



【被災報告担当者の連絡先情報】

● 被災報告の担当者の連絡先設定 **必須**

本システムへのログイン情報及び報告した被災状況報告の内容について、管轄の自治体から連絡させていただく際の、事業所の連絡先を記入してください。
連絡先を入力する場合は、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを必ず入力してください。

※「メールアドレス」「電話番号」は入力に誤りがあると、ご迷惑をおかけする原因となります。登録前にお間違えがないか必ずご確認ください。

なお、連絡先の設定内容が一般向けに公表されることはありません。

担当者氏名	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>

報告内容の連絡先を保存する

【災害発生時の連絡先情報】

● 緊急時の担当者の連絡先設定 **必須**

※「メールアドレス」「電話番号」は入力に誤りがあると、ご迷惑をおかけする原因となります。登録前にお間違えがないか必ずご確認ください。
※メールアドレスを持たない事業所様でも、個人の携帯電話のメールアドレス等を登録していただきますようお願い申し上げます。

なお、連絡先の設定内容が一般向けに公表されることはありません。

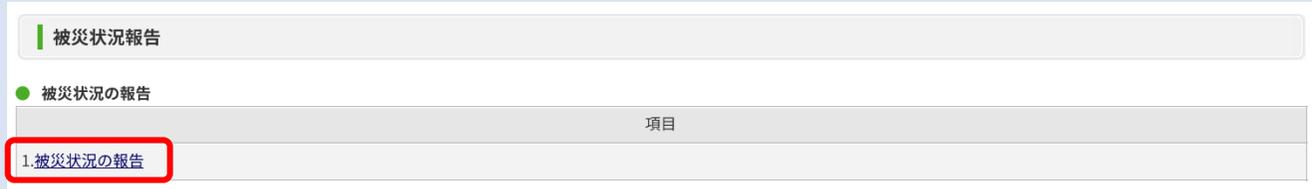
担当者氏名	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
備考(必要な場合のみ記入)	<input type="text"/>

緊急連絡先を保存する

被災状況の報告

【ステップ2】報告する災害を選択

- ① ログイン後、「被災状況報告」の項目の「1.被災状況の報告」をクリックします。



- ② 報告可能な災害が表示されるので、報告を行う災害を選択し、「選択した災害の被災報告をする」をクリックします。



補足

災害発生時又は災害発生の警戒を要する状況となった場合は、介護サービス情報報告システムに報告対象となる「災害情報」が登録されます。

被災状況の報告

【ステップ3】被災状況を入力①

① 人的被害の状況、建物被害の状況、避難・開所の状況、必要な人的支援の状況、ライフライン等の状況、必要な支援の状況、物資の状況、医療機器等の故障の状況を入力します。

● 報告内容 (災害)

災害情報等①

人的被害の状況

人的被害なし 人的被害あり

負傷者 人 重傷者 (医療機関への搬送又は受診が必要) 人
軽傷者 (医療機関への搬送又は受診が不要) 人

死亡者 人

行方不明者 人

建物被害の状況

被害の規模 被害なし 軽微な被害あり (推定被害80万円未満) 重大な被害あり (推定被害80万円以上)

建物損壊 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 未定
 浸水被害 床上浸水 床下浸水
 雨漏り被害
 その他

被害の内容
※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細

避難・開所の状況

入所施設

避難の必要性なし 避難の必要性あり

避難先の確保が困難 避難先を調整中 避難中

避難先施設の所在市町村 (選択して下さい) ▼ | (選択して下さい) ▼

避難先施設種別 他施設 避難所 病院 その他

避難先施設の名称

※避難状況の詳細

入所施設以外

支障なし (開所) 支障あり (閉所中)

※居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行支援事業所、行動支援事業所、重度障害者等包括支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所は続く選択肢の入力は不要

代替受入先なし・代替受入先調整中 代替受入先あり

代替受入先施設の所在市町村 (選択して下さい) ▼ | (選択して下さい) ▼

代替受入先施設の名称

※開所の状況の詳細

災害情報等②

必要な人的支援の状況

介護職員 その他の職種 (※看護師等) ボランティア

※必要な人数・状況等の詳細

電気の状況

停電なし 停電あり

非常用自家発電なし 非常用自家発電あり

燃料が十分ある、もしくは定期的に補充可能 燃料が2〜3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし 今日の確保にも支障がある

電源車の支援

支援を要請 (高圧) 支援を要請 (低圧) 支援を要請 (電圧不明) 支援不要

※支援を要請 (高圧)
 支援到着 支援未到着

※支援を要請 (低圧)
 支援到着 支援未到着

ライフライン等の状況
及び必要な支援の状況

水道の状況

断水なし 断水あり

応急給水可能な受水槽・井戸設備なし 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり

飲料水の状況

十分ある、もしくは定期的に補充可能 2〜3日分しかなく、その後については確保の見通しなし 本日の確保にも支障がある

生活用水の状況

十分ある、もしくは定期的に補充可能 2〜3日分しかなく、その後については確保の見通しなし 本日の確保にも支障がある

トイレの状況

使用可能 使用不可

応急対応可能な代替設備なし 応急対応可能な代替設備あり

給水車の支援

支援を要請 支援不要

支援到着 支援未到着

ガスの状況

供給あり 供給なし

応急可能な代替設備なし 応急可能な代替設備あり

冷蔵庫の状況

使用可能 使用不可

食料 飲料水 薬 おむつ 衣服 毛布 マスク 消毒液 その他

※支援が必要な物資の内容・数量等の詳細

物資の状況

食料の状況

十分にある、もしくは定期的に補充可能 2〜3日分しかなく、その後については確保の見通しなし 本日の確保にも支障がある

燃料 (灯油・ガソリン) の状況

十分にある、もしくは定期的に補充可能 2〜3日分しかなく、その後については確保の見通しなし 本日の確保にも支障がある

医療機器等の故障の状況

被災状況の報告

【ステップ3】被災状況を入力②

② 「更新する」ボタンをクリックします。

更新する

補 足

被災状況を報告するためには、必須項目を全て選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、**第一報は迅速性を最優先し**、発災時に把握している状況に基づき入力・報告してください。

報告した内容を更新又は修正する方法は、ステップ2、3と同様です。



被災状況の報告

参考資料

- 「介護サービス情報報告システム」の操作マニュアルは、ログインページの「ヘルプ」に掲載されておりますので、必要に応じて御覧ください。

介護サービス情報報告システム

お問合せ先 ヘルプ ご利用条件

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID (半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード (半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

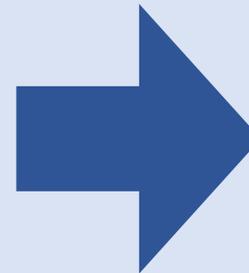
※予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



介護サービス情報報告システム

お問合せ先

ヘルプ

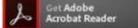
調査票の提出は【 [操作マニュアル\(報告システム\)_ver6.2](#) 】をご参照ください。

被災状況の報告は【 [操作マニュアル\(報告システム\)被災状況報告編_ver1.1](#) 】をご参照ください。

介護サービス情報公表システムのヘルプは、PDFファイルの操作マニュアルとなっております。
注意事項を必ずお読みください。

なお、調査票の報告作業手順については、ログインから調査票の提出までを1枚にまとめた【 [報告かんたん操作ガイド_ver5.2](#) 】が便利です。

● 注意事項
PDFファイルを表示するためには「Adobe Acrobat Reader」が必要です。
「Adobe Acrobat Reader」をお持ちでない方は下記のリンクをクリックして、ソフトウェアをダウンロードしたのち、操作マニュアルを表示してください。

 [Get Adobe Acrobat Reader](#)

[「Adobe Acrobat Reader」ダウンロードページへ](#)
(アドビ システムズのページを別ウィンドウに表示します。)

[前のページに戻る](#)

担 当：施設介護担当

電 話：0985-26-7058

メー ル：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県福祉保健部長寿介護課